

## 第4回品質保証検討会 議事録

1. 日時 平成15年7月23日(水) 13:30~16:30

2. 場所 日本電気協会 4階C,D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員 : 唐澤主査(東京電力), 穴原(東京電力), 今村(三菱重工), 岩田(核燃料サイクル開発機構), 齋藤(三菱電機), 佐藤(四国電力), 下川(日立製作所), 首藤(電源開発), 白崎(関西電力), 鈴木(中部電力), 清野(原子力安全・保安院), 高橋(富士電機), 中野(原子力発電技術機構), 矢作(東芝), 吉岡(中国電力), 渡邊(東京電力)

代理委員 : 柿山(九州電力 花田代理), 児玉(原子力安全・保安院 結城代理), 佐藤(東北電力 南條代理), 菅原(北海道電力 松村代理), 須藤(日本原子力発電 濱田代理), 大沢(北陸電力 中川代理)

欠席委員 : 三枝(IHI)

オブザーバ:[説明者] 溝内(関西電力), [分科会委員] 吉村(日本原燃), [その他] 伊東(三菱原子燃料), 江口(電気事業連合会), 大石(東京電力), 大澤(電気事業連合会), 小宮山(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 近藤(東京電力), 七種(内閣府原子力安全委員会事務局), 藤原(三菱原子燃料), 南(内閣府原子力安全委員会事務局), 米田(原子燃料工業)

事務局 : 堀江, 上山, 国則(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.4-1 第3回品質保証検討会 議事録(案)

資料 No.4-2 品質保証検討会名簿(案)

資料 No.4-3 品質保証合同作業会名簿

資料 No.4-4 JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程制定案(公衆審査版)

資料 No.4-4-1 原子力発電所における安全のための品質保証規程/同指針制定案へのコメントと対応

資料 No.4-4-2 「JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程」制定案に関する書面投票の結果について

資料 No.4-4-3 品質保証規程, 指針の番号についての提案

資料 No.4-5 JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)

## 制定案

資料 No.4-5-1 JEAG4121 作成について

資料 No.4-5-2 JEAG 作成方針 03-07-03 合同作業会 検討結果

資料 No.4-5-3 JEAG4121 コメント記載用紙

参考資料-1 第 6 回 品質保証分科会 議事録(案)

参考資料-2 第 11 回 原子力規格委員会 議事録(案)

## 5. 議事

### (1) 検討会委員の自己紹介と定足数の確認

出席委員が自己紹介の後、代理を含め委員 21 名出席で、定足(議案決議の条件として、委員の 3 分の 2 以上の出席が必要)を満たしていることが確認された。(最終的には 22 名の出席であった。)

### (2) 第 3 回品質保証検討会 議事録(案)について

本年 6 月 20 日に電子メールで委員に配信済みの、資料 No.4-1「第 3 回品質保証検討会 議事録(案)」について、内容に問題なく正式な議事録とすることが承認された。

### (3) 品質保証検討会、品質保証合同作業会 新退任委員候補について

資料 No.4-2, 4-3 に基づき、品質保証検討会の退任委員、新委員候補、品質保証合同作業会の退任委員、新任委員が紹介された。

### (4) 第 6 回品質保証分科会、第 11 回原子力規格委員会での関連審議状況について

参考資料-1, 参考資料-2 に基づき、第 6 回品質保証分科会、第 11 回原子力規格委員会での関連審議状況が紹介された。注意すべき点として、唐澤主査より、前回の検討会から規程、指針の番号が変更になっていることや、7 月 16 日から 2 ヶ月間の公衆審査を開始していることなどの補足説明があった。

### (5) JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程制定案について

渡邊委員(品質保証合同作業会主査)より、資料 No.4-4, 4-4-1, 4-4-2, 4-4-3 に基づき、前回からの変更点を中心に公衆審査中の JEAC4111 制定案の内容が紹介された。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。[(Q) 質問, (A) 回答, (C) コメント]

(C) 今後運用段階でも出るであろうコメントを含めて、質疑応答集としてまとめることは、説明責任という意味でも、次回以降の改定で反映するという観点でも有効な作業である。なお、質疑応答集については、原子力規格委員会の審議マターではあるが、書面投票および公衆審査の対象ではない。

(C) 制定後 12 月末頃まで、原子力安全・保安院の中で行政審査に使用するための技術審査に付される予定と聞いている。

(Q) その間、規格としては制定され、運用に入ることになるのか？

(A) 行政が許認可などに使用するのには、行政審査の手続きが終わってからとなるだろうが、民間の規格策定とは独立した話であり、使用者の判断で運用すればよい。

(Q) その間、現存の JEAG4101 と平行して使うことになるのか？

(A) 事業者として製造業者との契約にどちらを使うかは、使用者の判断でよいと思う。

(C) IAEA のウェブサイトから、今回の制定案に内容の一部を使用している ISO との比較レポート、IAEA Safety Reports Series No.22 をダウンロードできる。このレポートの全体を通して読むと、両者の思想的な違いなども理解できる。

(6) JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）制定案について

溝内品質保証合同作業会幹事より、資料 No.4-5, 4-5-1, 4-5-2, 4-5-3 に基づき、作業中の JEAG4121 の内容が紹介された。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。[(Q) 質問, (A) 回答, (C) コメント]

(C) まだ、章ごとに多少記載ぶりの凹凸がある段階だが、特に例示についての提案をいただきたい。

(C) 規程の要求事項は法令・規制要求事項の遵守が前提という記載になっているが、指針でもその内容を解説するのがよいと思う。

(Q) 例えば検査員の独立性の例示など、JEAC4111 の指針となる JEAG4121 の内容については、国が認めるものと考えてよいか？

(A) 検査員の独立の程度についての記載内容は、検査員でなくとも作業を担当したものの以外の者が検査をすればよいという考えに基づいたものである。もう少し充実した記載とすべく、よい案があれば提案いただきたい。

(Q) この部分は IAEA の内容から持って来た部分と思うが、ISO に無い内容をこの様に言い切る事はできるのか？

(A) 作業会の場でさらに検討したい。

(C) やるべき一例を示すことは必要と思われるが、例示が国の要求を満足するか否かの判断は難しいものであり、ISO に無い内容は特に注意して内容を検討する必要がある。

(Q) JEAG4121 の解説は、JEAC4111 の要求事項を説明したのと考えていたが、JEAG の顧客の範囲に地方自治体加わるなど JEAC の要求事項と異なるところがあるのか？ JEAG4121 は単なる指針なのか、要求事項の説明なのか明確に線引きをして欲しい。例えば 4.2.3「文書管理」の解説の d)にある文書の回収は必須なのか？

(A) JEAC の要求事項を超えていると思われる JEAG の内容があれば、コメントや是正案を提示してもらい、検討することにしたい。一方、数は少ないが JEAC4111 の要求事項への追加を意識して書いた部分もあり、それらの箇所には例えば 8.2.1 の解説のように、その旨を明示している。文書管理の解説の d)については、最新版管理の要求であり文書の回収が望ましいと判断したものであるが、最新版管理の要求とわかるように表現を見直すこととする。

(Q) 7.2.1「業務に対する要求事項の明確化」の b)項、c)項の内容が考えていたものと逆であるが、この内容でよいか？

(A) 当初 b)項は c)項に含まれると考えていた。しかし、例えばホテルに入ったときに灰皿がきれいだというような、当たり前の、ただしホテル側から考えると考慮すべき要求事項が c)項とは別に必要と判断したものだが、JEAG 作成にあたり苦慮している部分である。

(Q) 例えば保安規定が b)項に、社内規定が c)項に分類されるということではないか？

(A) この b)項はもっと軽い、日本語で書くとか、3S とか 4S とか、ごく当たり前の要求事項を考えている。

(Q) その様な内容は実際には書きようがないのではないか？

(A) 試験手順書などの中に、明示的には書いていなくとも、漠然とした形で要求される暗黙品質のようなもの、常識的に達成されているようなものと理解している。もともと、b)項は顧客の要求事項の部分であり、c)項は組織が判断する要求事項と考えている。

(C) b)項の例示は、a)項、c)項の例示との差異が大きく、また b)項の解説の内容とも乖離が大きいに思われ、再検討が必要と考える。

(C) 7.2.3「外部コミュニケーション」と 8.2.1「原子力安全の達成」は、結局同じ要求事項になるのであれば、解説でひとつに扱うことや関連を説明することなどを検討して欲しい。

品質保証合同作業会の提案を受け、本指針については、8月5日(火)9時半から品質保証合同作業会に品質保証検討会委員にも参加いただく拡大作業会との位置付けで、内容の議論、審議を継続することとした。

なお、事務局より拡大作業会の開催案内を両委員に連絡することとし、指針に対するコメントは可能な限り代案をつけて、開催案内とともに送付するコメントフォーマットに記入の上、事前に事務局まで回答をいただくこととした。

(7)その他

次回の品質保証検討会は、9月9日（火）13時半から、JEAG4121の最終案審議を主議題に開催することとした。

以 上